

令和3年4月16日(金)

教育委員会学校人事課

義務教育人事係

内線：4593

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の概要

学校人事課

1. 改正内容

群馬県学校職員について、結婚休暇、不妊治療休暇、夏季特別休暇等の有給休暇に係る規則を一部改正する。

○改正の要点

- (1) 結婚休暇について、事実婚の場合を含む。
- (2) 不妊治療休暇を有給休暇として付与する。
- (3) 夏季特別休暇について、取得期間を延長する。

2. 施行期日

○令和3年4月1日